

保健事業の申請期限等のお知らせ

インフルエンザ予防接種助成等の申請期限(有効期限)についてお知らせします。
申請を忘れていないか、ご確認くださいませようお願いします。
事業内容については「令和6年度版 保健事業のご案内」でご確認ください。



インフルエンザ予防接種助成 【保健事業のご案内 10ページ】

申請期限: 令和7年2月28日(共済組合必着)

助成の対象は、組合員及び被扶養者が令和7年1月31日までに受けたインフルエンザ予防接種に限ります。



歯科健診助成 【保健事業のご案内 9ページ】

有効期限: 令和7年1月31日

歯科健診受診票の有効期限を過ぎてからの受診は助成対象外です。
受診票は5月に35～60歳の5歳刻みの組合員の方に配付しています。



保健施設利用券(黄色) 【保健事業のご案内 14ページ】

有効期限: 令和7年3月31日

有効期限を過ぎると使用できません。



公共スポーツ施設・民間フィットネスクラブ 利用助成 【保健事業のご案内 20～21ページ】

申請期限: 令和7年4月10日(共済組合必着)

助成の対象は、令和7年3月分までの月会費又は令和7年3月31日までに購入した回数券に限ります。